(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤)の部	ワクチン(シードロット製剤)の部
豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン(母豚用)(シード)	豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン(母豚用)(シード)
1・2 (時)	1・2 (既各)
3 試験法	3 試験法
3.1 製造用株の試験	3.1 製造用株の試験
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	3.1.1 マスターシードウイルスの試験
3.1.1.1~3.1.1.3 (略)	3.1.1.1~3.1.1.3 (略)
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法	3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法
3.1.1.4.1 (略)	3.1.1.4.1 (略)
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験
3.1.1.4.2.1 (略)	3.1.1.4.2.1 (略)
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験
豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> 、ロタウイルス、日	豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイ
本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験	ルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス
法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しな	否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、
ければならない。	適合しなければならない。
3.1.1.5~3.1.1.7 (略)	3.1.1.5~3.1.1.7 (略)
3.1.2 • 3.1.3 (略)	3.1.2・3.1.3 (略)
3.2 株化細胞の試験	3.2 株化細胞の試験
3.2.1 マスターセルシードの試験	3.2.1 マスターセルシードの試験
3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)	3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)
3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法	3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法
3. 2. 1. 5. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 1 (略)
3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験	3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験
3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)
3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験	3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)